（第１号）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業計画の概要  １．事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）  ２．取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等 | | | | | | |
|  | (特別管理) 産業廃棄物の 種 類 | 運搬量  (t/月又は  ｍ3/月) | 性　状 | 予定排出事業場の名称及び所在地 | 積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地 | 予定運搬先の名称及び所在地  （処分場の名称及び所在地） |
| １ |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |
| 備考  ・取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。  ・「石綿含有産業廃棄物」「自動車等破砕物」「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」については、別行に記載すること。  ・「予定運搬先の名称及び所在地」には、運搬先である中間処理業者又は最終処分業者が、申請する品目を取り扱える（許可がある）か許可証等で確認の上、処分業者の名称及び所在地を具体的に記載すること。 | | | | | | |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本産業規格 Ａ列４番）

（第２号）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ３．運搬施設の概要  (1) 運搬車両一覧 | | | | | | | | |
|  | 車体の形状 | | 自動車登録番号  又は車両番号 | 最大積載量  （kg） | | 所有者又は使用者 | | 備考 |
| １ |  | |  |  | |  | |  |
| ２ |  | |  |  | |  | |  |
| ３ |  | |  |  | |  | |  |
| ４ |  | |  |  | |  | |  |
| ５ |  | |  |  | |  | |  |
| ６ |  | |  |  | |  | |  |
| ７ |  | |  |  | |  | |  |
| ８ |  | |  |  | |  | |  |
| ９ |  | |  |  | |  | |  |
| ※車検証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」と記載がある場合は、比重の大きい「がれき類、鉱さい、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の運搬には使用できないので注意すること。 | | | | | | | | |
| 事務所の所在地 | | ※ 付近の見取図を添付すること。 | | | | | | |
| 駐車場の所在地 | | ※ 付近の見取図を添付すること。 | | | | | | |
| (2) その他の運搬施設の概要 | | | | | | | | |
| 運搬容器等の名称 | | | 用 途 | | 容 量 | | 備 考 | |
|  | | |  | |  | |  | |
|  | | |  | |  | |  | |
|  | | |  | |  | |  | |
|  | | |  | |  | |  | |
| ※運搬用シートも運搬容器の一つとして記載し、カラー写真を添付すること。 | | | | | | | | |

（第３号）

|  |
| --- |
| (3) 積替施設又は保管施設の概要 |
|

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４．収集運搬業務の具体的な計画  （車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）  （１）車両毎の用途  （２）収集運搬業務を行う時間  （３）休業日  （４）従業員数  従業員数の内訳  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日現在 | | | | | | | |
|
| 申請者又は申請者の登記上の役員 | 政令第6条の10で  準用する第4条の7  に規定する使用人 | 相談役、顧問等申請者の登記外の役員 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合　　計 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

（第４号）

|  |
| --- |
| ５．環境保全措置の概要  （運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）  （１）運搬に際し講ずる措置  （２）積替施設又は保管施設において講ずる措置  （３）運搬車が事故を起こし廃棄物を飛散させるなど問題を起こした場合の対応 |
|

（第５号）

（第６号）

運搬車両の写真

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 自動車登録番号又は車両番号 | |  | | |
| 前  面  写  真 | 写真の方向等について図示するのが望ましい。  　　　注意事項  　　　　・車両の前面（真正面）を撮影すること。  　　　　・ナンバープレートが確認できること。 | | | |
| 側  面  写  真 | 注意事項  　　　　・車両の側面（真横）を撮影すること。  　　　　・名称等の車体の表示が確認できること  　　　　　　　　　既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物  　　　　　　　　収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が  　　　　　　　　表示されていること。  　　　車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した  　　　　　　　　写真も添付すること。 | | | |
|  | | 撮影 | 年　　月　　日 |

（第６号－2）

車　両　の　使　用　承　諾　書

　　年　　月　　日

借用者（乙）

　住所：

氏名：

貸出者（甲）

　住所：

　氏名：　　　　　　　　　　　　　　印

乙が産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請を行うに当たり、下記の車両を乙が収集運搬車両として使用することを承諾します。

なお、この期間中、甲は当該車両を使用しないことを誓約します。

　記

１．借用する車両の登録番号

２．借用期間

　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

（第７号）

運搬容器等の写真

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 |  | 用途 | |  | |
| 注意事項  　　　　・容器等の全体が写るように撮影すること。 | | | | | |
|  | | | 撮影 | | 年　　月　　日 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 |  | 用途 | |  | |
| 注意事項  　　　　・容器等の全体が写るように撮影すること。 | | | | | |
|  | | | 撮影 | | 年　　月　　日 |

（第８号）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法 | | | |
| 内　　　訳 | | | 金　　　　　額（千円） |
| 事業の開始に要する  資金の総額 | | |  |
|  | | 土　　　　地 |  |
| 事務所１ |  |
| 事務所２ |  |
| 収集運搬車両 |  |
| 積替保管施設 |  |
|  |  |
|  |  |
| 調  達  方  法 | 自己資金 | |  |
| 借　　入　　金 | |  |
|  | |  |
|  | |  |
|  | |  |
| そ　　の　　他 | |  |
|  | |  |
|  | |  |
|  | |  |
|  | |  |
|  | |  |
|  | |  |
| 備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること  新たな資金調達がない場合も、その旨記載のうえ添付すること。 | | | |
|

（第９号）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資 産 に 関 す る 調 書（個人用）  　　年　　月　　日現在 | | | |
| 資産の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 現金預金 |  |  |  |
| 有価証券 |  |  |  |
| 未収入金 |  |  |  |
| 売掛金 |  |  |  |
| 受取手形 |  |  |  |
| 土　　地 |  |  |  |
| 建 物 |  |  |  |
| 備　　品 |  |  |  |
| 車　　両 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 資　　　産　　　計 | | |  |
| 負債の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 長期借入金 |  |  |  |
| 短期借入金 |  |  |  |
| 未払金 |  |  |  |
| 預り金 |  |  |  |
| 前受金 |  |  |  |
| 買掛金 |  |  |  |
| 支払手形 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 負　　　債　　　計 | | |  |
|

（第10号）

誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

熊本県知事　蒲島　郁夫　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

〇廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

※第14条　（略）

　２～４　（略）

５　都道府県知事は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　（略）

二　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　第７条第５項第４号イからチまでのいずれかに該当する者

ロ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ　個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

へ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

　※第７条　（略）

　　２～４　（略）

　　５　市町村長は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

　　一～三　（略）

　　四　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

　　　イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

　　　ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　　ハ　禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

　　　ニ　この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の３第７項及び第32条の11第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の２、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

　　　ホ　第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第14条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第７条の４第１項第３号又は第14条の３の２第１項第３号（第14条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第８条の５第６項及び第14条第５項第２号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

　　　へ　第７条の４若しくは第14条の３の２（第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第３項（第14条の２第３項及び第14条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの

　　　ト　へに規定する期間内に次条第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの

　　　チ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

　　　リ～ル　（略）

（第11号）

事務所・事業場の付近の見取図

|  |
| --- |
| ＊半径２㎞程度の見取図を記入してください。 |

（第12号）

車　庫　の　見　取　図

|  |
| --- |
| ＊各寸法（単位は「ｍ」）を記入してください。 |

（第12号－2）

土　地　の　使　用　承　諾　書

　　年　　月　　日

借用者

　住所：

氏名：

　　　　 貸出者

　　　　 　住所：

　　　　 　氏名：　　　　　　　　　　　　　　　印

　貴社（あなた）が産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請を行うに当り、下記の所有地を貴社（あなた）に収集運搬車両の車庫として使用することを承諾します。

　記

１．借用する土地の所在地

２．借用期間

　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで